

工 事 成 績 評 価 基 準 (工 事 担 当 員)

管 理 番 号
第 号

1. 施工体制

(工事担当員)

項 目	評価	評 価 対 象 項 目																														
I. 施工体制一般		1 施工体制台帳が現場に備え付けられていた。																														
		2 施工体系図が、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられ、現場と一致する。																														
		3 建設業許可票の看板が公衆の見やすい場所に掲げられていた。																														
		4 労災保険関係の成立を表す標識が、公衆の見やすい場所に掲げられていた。																														
		5 建退共制度の標識が公衆の見やすい場所に掲げられ、又その運用が適切である。																														
		6 工事現場の施工体制が施工計画書、施工体制台帳及び施工体系図と合致している。																														
		7 作業分担と責任範囲が書面で確認できる。																														
		8 書類整備、資料整理が適切に処理されている。																														
		9 中間確認、立会いが適切な時期に行われている。																														
		10 下請負人の施工能力は適切であった。																														
		11 工事担当員の指示事項が末端の下請まで徹底されている。																														
		12 工事規模に応じた人員、機械配備がされ施工に支障をきたさなかった。																														
		13 その他()																														
		14 施工体制が不備であったり、工事担当員から文書により改善指示を行った。																														
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">該当項目合計</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">評価値が90%以上</td> <td style="width: 5%;">a</td> <td style="width: 5%;">1.3</td> <td style="width: 50%;">施工体制が適切である</td> </tr> <tr> <td>確認対象項目</td> <td></td> <td>評価値が80%以上90%未満</td> <td>b</td> <td>0.6</td> <td>施工体制がほぼ適切である</td> </tr> <tr> <td>評 価 値</td> <td>%</td> <td>評価値が60%以上80%未満</td> <td>c</td> <td>0</td> <td>他の事項に該当しない</td> </tr> <tr> <td>評 定</td> <td></td> <td>評価値が60%未満</td> <td>d</td> <td>-1.8</td> <td>施工体制がやや不備である</td> </tr> <tr> <td>評 定 点</td> <td></td> <td>14の項目に該当すれば「e」</td> <td>e</td> <td>-3.6</td> <td>施工体制が不備である</td> </tr> </table>	該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.3	施工体制が適切である	確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.6	施工体制がほぼ適切である	評 価 値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない	評 定		評価値が60%未満	d	-1.8	施工体制がやや不備である	評 定 点		14の項目に該当すれば「e」	e	-3.6	施工体制が不備である
該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.3	施工体制が適切である																											
確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.6	施工体制がほぼ適切である																											
評 価 値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない																											
評 定		評価値が60%未満	d	-1.8	施工体制がやや不備である																											
評 定 点		14の項目に該当すれば「e」	e	-3.6	施工体制が不備である																											
II. 配置技術者		1 現場代理人として必要な知識と経験を有し、工事全体の把握ができています。																														
		2 現場代理人として監督員との連絡調整及び対応がよい。																														
		3 主任技術者又は監理技術者を専任し配置している。																														
		4 主任技術者又は監理技術者として必要な知識と経験を有し、又、技術的判断に優れ良好な施工に努めた。																														
		5 下請負人の施工体制、施工状況を把握していた。																														
		6 契約書、設計書、仕様書等をよく理解し、現場に反映して工事を行っている。																														
		7 工事担当員に対して、施工状況に関する連絡、報告等の内容及び時期が適切に行われた。																														
		8 設計図書の照査が充分で現場との相違があった場合は適切に対応している。																														
		9 施工等に伴う創意工夫又は提案により、品質、出来形、出来ばえの向上に努めている。																														
		10 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。																														
		11 書類整理、資料整理が適切に処理されている。																														
		12 その他()																														
		13 現場代理人等の技術者が不備で工事担当員から文書で改善指示を行った。																														
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">該当項目合計</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">評価値が90%以上</td> <td style="width: 5%;">a</td> <td style="width: 5%;">1.5</td> <td style="width: 50%;">技術者が適切に配置されている</td> </tr> <tr> <td>確認対象項目</td> <td></td> <td>評価値が80%以上90%未満</td> <td>b</td> <td>0.8</td> <td>技術者がほぼ適切に配置されている</td> </tr> <tr> <td>評 価 値</td> <td>%</td> <td>評価値が60%以上80%未満</td> <td>c</td> <td>0</td> <td>他の事項に該当しない</td> </tr> <tr> <td>評 定</td> <td></td> <td>評価値が60%未満</td> <td>d</td> <td>-1.8</td> <td>技術者の配置がやや不備である</td> </tr> <tr> <td>評 定 点</td> <td></td> <td>13の項目に該当すれば「e」</td> <td>e</td> <td>-3.6</td> <td>技術者の配置が不備である</td> </tr> </table>	該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.5	技術者が適切に配置されている	確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.8	技術者がほぼ適切に配置されている	評 価 値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない	評 定		評価値が60%未満	d	-1.8	技術者の配置がやや不備である	評 定 点		13の項目に該当すれば「e」	e	-3.6	技術者の配置が不備である
	該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.5	技術者が適切に配置されている																										
確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.8	技術者がほぼ適切に配置されている																											
評 価 値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない																											
評 定		評価値が60%未満	d	-1.8	技術者の配置がやや不備である																											
評 定 点		13の項目に該当すれば「e」	e	-3.6	技術者の配置が不備である																											

2. 施工状況

(工事担当員)

項目	評価	評価対象項目																													
I. 施工管理		1 提出書類等は遅れることなく適時提出される。																													
		2 施工計画書は設計図書、現場状況を的確に把握したものであった。																													
		3 施工計画書又は施工図の内容を変更する必要がある場合、工事担当員への報告及び必要な措置が講じられた。																													
		4 施工図は当該工事の施工前に提出された。																													
		5 施工図は仕上げ、他工種及び別契約の関連工事との収まり等について十分検討されたものであった。																													
		6 設計図書の照査を行い施工されている。																													
		7 工事材料の使用及び調達計画が十分管理されている。																													
		8 施工に適した機器材、機械等が使用された。																													
		9 工事目的物の構造物の養生は適切であった。																													
		10 既存施設部分、工事目的物の施工済部分の養生は適切であった。																													
		11 現場内での整理整頓が日常的に行われている。																													
		12 段階確認及びその報告が適時、的確に行われている。																													
		13 建設廃棄物、リサイクルへの取り組みが適切に行われている。																													
		14 工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。																													
		15 工事記録写真等が適切に管理されている。																													
		16 工事記録の整備が適時、的確に行われている。																													
		17 その他()																													
		18 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改善請求を行った。																													
		19 施工計画書が工事着手前に提出されなかった。																													
		20 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。																													
		21 契約図書に基づく施工上の義務につき、工事担当員から文書により改善指示を行った。																													
	<table border="1"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td></td> <td>評価値が90%以上</td> <td>a</td> <td>1.3</td> <td>施工計画が適切である</td> </tr> <tr> <td>確認対象項目</td> <td></td> <td>評価値が80%以上90%未満</td> <td>b</td> <td>0.6</td> <td>施工計画がほぼ適切である</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td>%</td> <td>評価値が60%以上80%未満</td> <td>c</td> <td>0</td> <td>他の事項に該当しない</td> </tr> <tr> <td>評 定</td> <td></td> <td>評価値が60%未満</td> <td>d</td> <td>-1.8</td> <td>施工計画がやや不備である</td> </tr> <tr> <td>評 定 点</td> <td></td> <td>18~21の項目で一つでも該当すれば「d」、二つあれば「e」とする</td> <td>e</td> <td>-3.6</td> <td>施工計画が不備である</td> </tr> </table>	該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.3	施工計画が適切である	確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.6	施工計画がほぼ適切である	評価値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない	評 定		評価値が60%未満	d	-1.8	施工計画がやや不備である	評 定 点		18~21の項目で一つでも該当すれば「d」、二つあれば「e」とする	e	-3.6	施工計画が不備である
該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.3	施工計画が適切である																										
確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.6	施工計画がほぼ適切である																										
評価値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない																										
評 定		評価値が60%未満	d	-1.8	施工計画がやや不備である																										
評 定 点		18~21の項目で一つでも該当すれば「d」、二つあれば「e」とする	e	-3.6	施工計画が不備である																										
項目	評価	評価対象項目																													
II. 工程管理		1 実施工程表は、工事全般にわたり綿密にたてられ、各工種と全体との整合がとれていた。																													
		2 実施工程表の補足として、月間又は週間工程表を作成し工程管理に努めた。																													
		3 状況変化への対応が迅速に行われ、工程に大きな影響を与えなかった。																													
		4 時間制限等の各種制限があるにもかかわらず工程の短縮を行った。																													
		5 休日の確保を行うなど適切な工程管理に努め現場周辺に好印象を与えた。																													
		6 夜間や休日の作業が少なく、余裕をもって工期内に完成させた。																													
		7 工程計画を着実に守り工事を完成させた。																													
		8 その他()																													
		9 自主的な工程管理がなされず、工事担当員から文書により改善指示を行った。																													
		10 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。(但し、改善指示による場合を除く。)																													
	<table border="1"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td></td> <td>評価値が90%以上</td> <td>a</td> <td>1.1</td> <td>工程管理が非常に優れている</td> </tr> <tr> <td>確認対象項目</td> <td></td> <td>評価値が80%以上90%未満</td> <td>b</td> <td>0.5</td> <td>工程管理が適切である</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td>%</td> <td>評価値が60%以上80%未満</td> <td>c</td> <td>0</td> <td>他の事項に該当しない</td> </tr> <tr> <td>評 定</td> <td></td> <td>評価値が60%未満</td> <td>d</td> <td>-1.8</td> <td>工程管理がやや不備である</td> </tr> <tr> <td>評 定 点</td> <td></td> <td>9の項目に該当すれば「d」、10の項目に該当すれば「e」とする</td> <td>e</td> <td>-3.6</td> <td>工程管理が不備である</td> </tr> </table>	該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.1	工程管理が非常に優れている	確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.5	工程管理が適切である	評価値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない	評 定		評価値が60%未満	d	-1.8	工程管理がやや不備である	評 定 点		9の項目に該当すれば「d」、10の項目に該当すれば「e」とする	e	-3.6	工程管理が不備である
該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.1	工程管理が非常に優れている																										
確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.5	工程管理が適切である																										
評価値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない																										
評 定		評価値が60%未満	d	-1.8	工程管理がやや不備である																										
評 定 点		9の項目に該当すれば「d」、10の項目に該当すれば「e」とする	e	-3.6	工程管理が不備である																										

項目	評価	評価対象項目																													
Ⅲ. 安全対策		1 工事の規模と内容に応じた安全巡視、安全教育、安全点検等の安全活動を実施した。																													
		2 安全巡視・会議・訓練等を実施し記録を整備している。																													
		3 各種安全巡視で指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。																													
		4 工事箇所及びその周辺の地上及び地下の構造物等に対して、支障をきたさないよう必要な措置を講じた。																													
		5 工事現場における保安設備等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。																													
		6 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用い実施されている。																													
		7 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。																													
		8 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、管理されている。																													
		9 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。																													
		10 安全通路の確保、落下物の防止等の安全措置が的確になされた。																													
		11 火気の使用や溶接作業を行う際、必要な防火措置を講じた。																													
		12 現場における緊急措置、防火体制等が整備されていた。																													
		13 過積載防止に積極的に取り組んでいる。																													
		14 危険物等の保管に関し関係法令を遵守した。																													
		15 その他()																													
		16 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。																													
		17 安全対策の不備により重大な災害を受けた。																													
	<table border="1"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td></td> <td>評価値が90%以上</td> <td>a</td> <td>1.3</td> <td>安全管理を適切に行った</td> </tr> <tr> <td>確認対象項目</td> <td></td> <td>評価値が80%以上90%未満</td> <td>b</td> <td>0.6</td> <td>安全対策をほぼ適切に行った</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td>%</td> <td>評価値が60%以上80%未満</td> <td>c</td> <td>0</td> <td>他の事項に該当しない</td> </tr> <tr> <td>評定</td> <td></td> <td>評価値が60%未満</td> <td>d</td> <td>-1.8</td> <td>安全対策がやや不備であった</td> </tr> <tr> <td>評定点</td> <td></td> <td>16の項目に該当すれば「d」、17の項目に該当すれば「e」とする</td> <td>e</td> <td>-3.6</td> <td>安全対策が不備であった</td> </tr> </table>	該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.3	安全管理を適切に行った	確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.6	安全対策をほぼ適切に行った	評価値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない	評定		評価値が60%未満	d	-1.8	安全対策がやや不備であった	評定点		16の項目に該当すれば「d」、17の項目に該当すれば「e」とする	e	-3.6	安全対策が不備であった
該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.3	安全管理を適切に行った																										
確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.6	安全対策をほぼ適切に行った																										
評価値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない																										
評定		評価値が60%未満	d	-1.8	安全対策がやや不備であった																										
評定点		16の項目に該当すれば「d」、17の項目に該当すれば「e」とする	e	-3.6	安全対策が不備であった																										
項目	評価	評価対象項目																													
Ⅳ. 対外関係		1 工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を図り、トラブルの発生がない。																													
		2 工事施工にあたり地元との適切な折衝及び調整を行った。																													
		3 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に努めた。																													
		4 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。また苦情によるトラブルが少なかった。																													
		5 苦情に対して、誠意を持ってその解決にあたった。																													
		6 工事担当員に苦情処理の経過等が遅滞なく報告された。																													
		7 苦情処理、折衝議事等の記録が残されていた。																													
		8 その他()																													
		9 請負者の対応による苦情が多い。また対応が悪くトラブルがあった。																													
		10 関係法令に違反する恐れがあったため、工事担当員から文書により指示を行った。																													
		11 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。																													
	<table border="1"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td></td> <td>評価値が90%以上</td> <td>a</td> <td>1.3</td> <td>対外関係が適切であった</td> </tr> <tr> <td>確認対象項目</td> <td></td> <td>評価値が80%以上90%未満</td> <td>b</td> <td>0.7</td> <td>対外関係がほぼ適切であった</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td>%</td> <td>評価値が60%以上80%未満</td> <td>c</td> <td>0</td> <td>他の事項に該当しない</td> </tr> <tr> <td>評定</td> <td></td> <td>評価値が60%未満</td> <td>d</td> <td>-0.9</td> <td>対外関係がやや不備であった</td> </tr> <tr> <td>評定点</td> <td></td> <td>9、10の項目に該当すれば「d」、11の項目に該当すれば「e」とする</td> <td>e</td> <td>-1.8</td> <td>対外関係が不備であった</td> </tr> </table>	該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.3	対外関係が適切であった	確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.7	対外関係がほぼ適切であった	評価値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない	評定		評価値が60%未満	d	-0.9	対外関係がやや不備であった	評定点		9、10の項目に該当すれば「d」、11の項目に該当すれば「e」とする	e	-1.8	対外関係が不備であった
該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.3	対外関係が適切であった																										
確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.7	対外関係がほぼ適切であった																										
評価値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない																										
評定		評価値が60%未満	d	-0.9	対外関係がやや不備であった																										
評定点		9、10の項目に該当すれば「d」、11の項目に該当すれば「e」とする	e	-1.8	対外関係が不備であった																										

3. 出来形及び出来ばえ

(工事担当員)

項目	評価	評価対象項目																														
I. 出来形 (土木工事) (給配水管工事) (建築工事)		1 出来形管理図又は出来形管理表が適切にまとめられており、容易に確認できる。																														
		2 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で容易に確認できる。																														
		3 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。																														
		4 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。																														
		5 出来形の形状、寸法が設計値（設計基準）を満足し、バラツキが少ない。																														
		6 出来形の性能、機能が設計値（設計基準）を満足し、バラツキが少ない。																														
		7 その他()																														
		8 工事担当員が文書で改善指示を行った。																														
		9 工事請負契約書第16条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。																														
		<table border="1"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td></td> <td>評価値が90%以上</td> <td>a</td> <td>1.3</td> <td>出来形管理が適切である</td> </tr> <tr> <td>確認対象項目</td> <td></td> <td>評価値が80%以上90%未満</td> <td>b</td> <td>0.7</td> <td>出来形管理がほぼ適切である</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td>%</td> <td>評価値が60%以上80%未満</td> <td>c</td> <td>0</td> <td>他の事項に該当しない</td> </tr> <tr> <td>評定</td> <td></td> <td>評価値が60%未満</td> <td>d</td> <td>-0.9</td> <td>出来形管理がやや不備である</td> </tr> <tr> <td>評定点</td> <td></td> <td colspan="2">8の項目に該当すれば「d」、9の項目に該当すれば「e」とする</td> <td>e</td> <td>-1.8</td> <td>出来形管理が不備である</td> </tr> </table>	該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.3	出来形管理が適切である	確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.7	出来形管理がほぼ適切である	評価値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない	評定		評価値が60%未満	d	-0.9	出来形管理がやや不備である	評定点		8の項目に該当すれば「d」、9の項目に該当すれば「e」とする		e	-1.8
該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.3	出来形管理が適切である																											
確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.7	出来形管理がほぼ適切である																											
評価値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない																											
評定		評価値が60%未満	d	-0.9	出来形管理がやや不備である																											
評定点		8の項目に該当すれば「d」、9の項目に該当すれば「e」とする		e	-1.8	出来形管理が不備である																										
項目	評価	評価対象項目																														
I. 出来形 (電気工事) [機能・試験] (機能確認)		1 各機器の外観、構造、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。（外観構造寸法検査）																														
		2 各機器の性能が、試験機器を使用し、数値データの採取により、設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。（性能検査）																														
		3 点滅、運転、停止等の動作について、施工した工事の全体又は部分が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。（機能検査）																														
		4 建物施設等の施工範囲及び施工範囲外の設備も含めた全システムの総合試験が、設計値（設計図書）を満足している。																														
		5 運転して、異音、異臭、過熱等の異常がない。																														
		6 諸官庁検査のあるものは、検査を受け合格している。																														
		7 現場で試験確認のできない機器は、工場試験成績書又は出荷証明等で照合確認が出来る。																														
		8 設計値（設計図書）に定めのない機器の品質及び施工は、関連法規に適合している。																														
		9 その他()																														
		10 工事担当員が文書で改善指示を行った。																														
		11 工事請負契約書第16条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。																														
	<table border="1"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td></td> <td>評価値が90%以上</td> <td>a</td> <td>1.3</td> <td>出来形管理が適切である</td> </tr> <tr> <td>確認対象項目</td> <td></td> <td>評価値が80%以上90%未満</td> <td>b</td> <td>0.7</td> <td>出来形管理がほぼ適切である</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td>%</td> <td>評価値が60%以上80%未満</td> <td>c</td> <td>0</td> <td>他の事項に該当しない</td> </tr> <tr> <td>評定</td> <td></td> <td>評価値が60%未満</td> <td>d</td> <td>-0.9</td> <td>出来形管理がやや不備である</td> </tr> <tr> <td>評定点</td> <td></td> <td colspan="2">10の項目に該当すれば「d」、11の項目に該当すれば「e」とする</td> <td>e</td> <td>-1.8</td> <td>出来形管理が不備である</td> </tr> </table>	該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.3	出来形管理が適切である	確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.7	出来形管理がほぼ適切である	評価値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない	評定		評価値が60%未満	d	-0.9	出来形管理がやや不備である	評定点		10の項目に該当すれば「d」、11の項目に該当すれば「e」とする		e	-1.8	出来形管理が不備である
該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.3	出来形管理が適切である																											
確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.7	出来形管理がほぼ適切である																											
評価値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない																											
評定		評価値が60%未満	d	-0.9	出来形管理がやや不備である																											
評定点		10の項目に該当すれば「d」、11の項目に該当すれば「e」とする		e	-1.8	出来形管理が不備である																										

項目	評価	評価対象項目			
I. 出来形 (空調衛生設備工事) (機能・試験)		1 機器、器具等の仕様に問題がなく、堅牢確実に取り付けられている。			
		2 システム・施設全体での機能試験、試運転調整が行われ記録が整理され、検査時に確認できる。			
		3 手直しの多寡、重大な手直し等がない。			
		4 納まりがよく、他工事との調整が取れている。			
		5 施工に統一性が見られバラツキがない。			
		6 試験成績書等書類と現場の整合性が取れている。			
		7 機器の能力及び機器基礎・架台等のサイズの適否。			
		8 機器等工場試験成績表、水圧・満水・気密試験成績表の結果は判定基準を満足している。			
		9 完了時総合試運転における試験データ、機能確認が行われている。			
		10 異音・騒音・振動等が少なく円滑な運転が確保されている。			
		11 その他()			
		12 工事担当員が文書で改善指示を行った。			
		13 工事請負契約書第16条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。			
該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.3	出来形管理が適切である
確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.7	出来形管理がほぼ適切である
評価値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない
評 定		評価値が60%未満	d	-0.9	出来形管理がやや不備である
評 定 点		12の項目に該当すれば「d」、 13の項目に該当すれば「e」とする	e	-1.8	出来形管理が不備である

3. 出来形及び出来ばえ

(工事担当員)

項目	細目	評価	評価対象項目
II. 品質 (土木工事)	1. 共通事項		1 仕様書等で定められた品質管理が実施されている。
			2 材料の品質規格証明が整備されている。
			3 品質及び形状が設計図書に基づき適正に施工されている。
			4 その他()
			5 工事担当員が文書で改善指示を行った。
			6 工事請負契約書第16条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。
	2. コンクリート 構造物工事 (ブロック擁 壁等含む)		1 施工に先立ち配合試験を行い、コンクリートの品質向上に取り組んでいる。
			2 コンクリート打継ぎ部の処理が仕様書に基づいて適切に実施されている。
			3 型枠、支保工の取り外しに関して管理されている。
			4 鉄筋の組立及び継手部が示方書、仕様書等に定められた通り施工されている。
			5 スペースを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。
		6 コンクリートの現場養生が、仕様書の規定に従い適切に実施されている。	
		7 モッコン跡からの漏水がない。	
		8 クラックの発生がない。	
		9 2次製品の使用が適切である。	
		10 石積・ブロック等の裏込めコンクリートが適正な施工であることが確認できる。	
		11 その他()	
3. 盛土築堤等 工事		1 土質毎の試験成績表が整備されている。	
		2 締め固めを適切な条件で施工している。(日報等報告書により管理状況が分かるようにしている。)	
		3 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。	
		4 その他()	
4. 舗装工事		1 路盤の品質規格が仕様書通りである。	
		2 舗設後の現場養生が仕様書に従って行っている。	
		3 最大骨材粒径が仕様書で定められた粒径以下であり、骨材粒度範囲が定められた粒度範囲内である。	
		4 施工時の舗設温度が仕様書に定められた通りであることが確認できる。	
		5 目地の処理が仕様書に定められた通りであることが確認できる。	
		6 コンクリート舗装の養生は仕様書に従って適切に行っている。	
		7 施工に先立ち、配合試験を行い、品質向上に取り組んでいる。	
		8 その他()	
5. 法面工事		1 施工基盤が平滑に仕上げられている。	
		2 土壌試験を実施し、施工に反映されている。	
		3 枠内に隙間がないことが確認できる。	
		4 吹付け層間の剥離がないことが確認できる。	
		5 現場養生が仕様書に従い実施されている。	
		6 跳ね返り材料処理を適切に処理している。	
		7 その他()	
6. 鋼橋工事		1 鋼材の員数照合がミルシート等(現場照合を含む)で確認されている。	
		2 主要部材の曲げ加工が規定通り実施されている。	
		3 材片の組合せ精度が規定内にある。	
		4 溶接施工上の注意事項(共通仕様書による)が守られている。	
		5 溶接施工試験について所定の手続がされ、判定基準を満足している。	
		6 溶接検査が所定通り実施されており、内容が確認でき欠陥がない。	
		7 塗装に関する品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足している。	
		8 主要部材の自由縁が規定通り面取りされている。	
		9 主要部材の曲げ加工が規定通り実施されている。	
		10 ボルトの締付け確認が規定通り実施され、明確に記録保管されている。	
		11 その他()	
7. 基礎工事		1 杭の打ち止め管理方法又は現場打ち杭の施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。	
		2 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定剤を用いる場合の孔内安定剤濃度、比重等が適正に管理されている。	
		3 ライナープレートの組立にあたって、偏心と歪みが少なくなるように配慮されている。	
		4 裏込め材注入圧力は、低圧で施工されていること等が施工記録により確認できる。	
		5 その他()	

項目	細目	評価	評価対象項目			
II. 品質 (土木工事)	8. コンクリート 橋工事	1	スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。			
		2	プレストレス時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。			
		3	緊張及びグラウト管理が適切に実施されている。			
		4	プレビーム桁のレフレクション管理が適切に行われている。			／
		5	モッコ跡からの漏水がない。			
		6	クラックの発生がない。			
		7	その他()			
	9. 塗装工事	1	塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む)			
		2	新設の素地調整の場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施している。			
		3	塗膜に有害な付着物がない。			／
		4	塗り残し、気泡、むら、たれ、はけ目の欠陥がない。			
		5	その他()			
	10. 管渠工事 (推進工)	1	当該工事の内容・規模に即した品質管理基準作成して実施している。			
		2	推進管等クラックの発生及び欠損状況を施工前に確認している。			
		3	管の継ぎ手部が適切に施工され、漏水がないことを確認している。			／
4		その他()				
11. 管渠工事 (シールド工)	1	当該工事の内容・規模に即した品質管理基準作成して実施している。				
	2	セグメントが仕様書に基づいて製作されている。				
	3	セグメント組立て後及び覆工コンクリート等から漏水が無いことを確認している。			／	
	4	セグメント組立て後及び覆工コンクリート等にクラックの発生及び欠損が無いことを確認している。				
	5	その他()				
12. 管渠工事 (開削工、堅 孔等築造物)	1	当該工事の内容・規模に即した品質管理基準を作成して実施している。				
	2	管等クラック発生及び扁平等を施工前に確認している。				
	3	管の接合、敷設が仕様書の規定通り施工されている。			／	
	4	土留め壁(SMW、地中連続壁、鋼管壁等)からの漏水を確認している。				
	5	その他()				
13. 給配水管 工事	1	資材は設計図書に明記された規格・仕様に適合した材料である。				
	2	管の接合、据付が仕様書の規定通り施工されている。				
	3	弁室等の構築は沈下、傾斜無く施工されている。			／	
	4	地上構造物の施工の品質及び形状が適切に行われている。				
	5	その他()				
14. 植栽工事	1	土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。				
	2	余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。				
	3	活着管理が適切に行われている。			／	
	4	樹木等に損傷、はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われている。				
	5	その他()				
15. 防護柵・ 標識・区 画線等設 置工事	1	各基準の規定に従い適切に施工し、規格値を満足している。				
	2	仕様書等で定められている品質管理が実施されている。			／	
	3	その他()				
		該当項目合計				
		確認対象項目				
		評価値	%			
		評 定				
		評 定 点				
		評価値が90%以上	a	1.3	品質管理が適切である	
		評価値が80%以上90%未満	b	0.7	品質管理がほぼ適切である	
		評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない	
		評価値が60%未満	d	-0.9	品質管理がやや不備である	
		1. 共通事項の5の項目に該当すれば「d」、6の項目に該当すれば「e」とする	e	-1.8	品質管理が不備である	

項目	評価	評価対象項目																													
II. 品質 (建築工事)		1 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。																													
		2 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。																													
		3 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。																													
		4 材料の品質証明が適切である。																													
		5 不可視部分の写真記録が適切である。																													
		6 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。																													
		7 その他()																													
		8 工事担当員が文書で改善指示を行った。																													
		9 工事請負契約書第16条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。																													
		<table border="1"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td></td> <td>評価値が90%以上</td> <td>a</td> <td>1.3</td> <td>品質管理が適切である</td> </tr> <tr> <td>確認対象項目</td> <td></td> <td>評価値が80%以上90%未満</td> <td>b</td> <td>0.7</td> <td>品質管理がほぼ適切である</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td>%</td> <td>評価値が60%以上80%未満</td> <td>c</td> <td>0</td> <td>他の事項に該当しない</td> </tr> <tr> <td>評 定</td> <td></td> <td>評価値が60%未満</td> <td>d</td> <td>-0.9</td> <td>品質管理がやや不備である</td> </tr> <tr> <td>評 定 点</td> <td></td> <td>8の項目に該当すれば「d」、9の項目に該当すれば「e」とする</td> <td>e</td> <td>-1.8</td> <td>品質管理が不備である</td> </tr> </table>	該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.3	品質管理が適切である	確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.7	品質管理がほぼ適切である	評価値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない	評 定		評価値が60%未満	d	-0.9	品質管理がやや不備である	評 定 点		8の項目に該当すれば「d」、9の項目に該当すれば「e」とする	e	-1.8
該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.3	品質管理が適切である																										
確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.7	品質管理がほぼ適切である																										
評価値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない																										
評 定		評価値が60%未満	d	-0.9	品質管理がやや不備である																										
評 定 点		8の項目に該当すれば「d」、9の項目に該当すれば「e」とする	e	-1.8	品質管理が不備である																										
項目	評価	評価対象項目																													
II. 品質 (電気設備工事)		1 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。																													
		2 品質計画による品質管理記録が整備されている。																													
		3 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。																													
		4 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。																													
		5 施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。																													
		6 不可視部分の写真記録が適切である。																													
		7 機能の適切性が確認できる。また試運転等の記録が整備されている。																													
		8 施工完了時の試験及び記録が適切である。																													
		9 その他()																													
		10 工事担当員が文書で改善指示を行った。																													
		11 工事請負契約書第16条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。																													
	<table border="1"> <tr> <td>該当項目合計</td> <td></td> <td>評価値が90%以上</td> <td>a</td> <td>1.3</td> <td>品質管理が適切である</td> </tr> <tr> <td>確認対象項目</td> <td></td> <td>評価値が80%以上90%未満</td> <td>b</td> <td>0.7</td> <td>品質管理がほぼ適切である</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td>%</td> <td>評価値が60%以上80%未満</td> <td>c</td> <td>0</td> <td>他の事項に該当しない</td> </tr> <tr> <td>評 定</td> <td></td> <td>評価値が60%未満</td> <td>d</td> <td>-0.9</td> <td>品質管理がやや不備である</td> </tr> <tr> <td>評 定 点</td> <td></td> <td>10の項目に該当すれば「d」、11の項目に該当すれば「e」とする</td> <td>e</td> <td>-1.8</td> <td>品質管理が不備である</td> </tr> </table>	該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.3	品質管理が適切である	確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.7	品質管理がほぼ適切である	評価値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない	評 定		評価値が60%未満	d	-0.9	品質管理がやや不備である	評 定 点		10の項目に該当すれば「d」、11の項目に該当すれば「e」とする	e	-1.8	品質管理が不備である
該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.3	品質管理が適切である																										
確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.7	品質管理がほぼ適切である																										
評価値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない																										
評 定		評価値が60%未満	d	-0.9	品質管理がやや不備である																										
評 定 点		10の項目に該当すれば「d」、11の項目に該当すれば「e」とする	e	-1.8	品質管理が不備である																										

項目	評価	評価対象項目			
Ⅱ. 品質 (空調衛生設備工事)		1 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。			
		2 品質計画による品質管理記録が整備されている。			
		3 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。			
		4 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。			
		5 施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。			
		6 不可視部分の写真記録が適切である。			
		7 機能の適切性が確認できる。また試運転等の記録が整備されている。			
		8 施工完了時の試験及び記録が適切である。			
		9 その他()			
		10 工事担当員が文書で改善指示を行った。			
		11 工事請負契約書第16条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。			
該当項目合計		評価値が90%以上	a	1.3	品質管理が適切である
確認対象項目		評価値が80%以上90%未満	b	0.7	品質管理がほぼ適切である
評価値	%	評価値が60%以上80%未満	c	0	他の事項に該当しない
評 定		評価値が60%未満	d	-0.9	品質管理がやや不備である
評 定 点		10の項目に該当すれば「d」、 11の項目に該当すれば「e」と する	e	-1.8	品質管理が不備である

4. 高度技術

(工事担当員)

項目	評価	評価点	技術力キーワード一覧表			
キーワード評価	施工規模及び構造物固有の難しさへの対応		1	対象構造物の高さ、施工（断）面積、延長、施工深度等の規模。		
			2	対象構造物の形状の複雑さ（土被り厚等を含む）。		
			3	既設構造物の補強、撤去等の特殊な工事対象。		
			4	その他(理由:)		
	技術固有の難しさへの対応		5	工種及び工法の特殊性。		
			6	新工法（機器類を含む）及び新材料の適用。		
			7	施工方法に関する技術提案。		
			8	その他(理由:)		
	厳しい自然・地盤条件への対応		9	湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時）。		
			10	軟弱地盤、支持地盤の状況。		
			11	工事用道路・作業スペース等の制約。		
			12	雨・雪・風・気温等の影響。		
			13	地すべり等の地質条件、急流河川における水流、動植物等に対する配慮。		
			14	その他(理由:)		
	厳しい周辺環境等、社会条件への対応		15	地中埋設物等の地中内の作業障害物。		
			16	工事の影響に配慮すべき供用中の道路・架空線・建築物等の近接物。		
			17	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮。		
			18	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮。		
			19	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路。		
			20	現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業。		
			21	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等。		
			22	その他(理由:)		
	施工現場での対応		23	災害等での臨機の処理。		
			24	施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等。		
			25	近隣住民との対応。		
			26	その他(理由:)		
	その他		27	その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評定する必要がある事項。		
記述評価 ○マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細に記述	<ul style="list-style-type: none"> ・高度な技術力は加点評価とする。 ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評価する。 ・1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。 					
高度技術のキーワードの詳細	[詳細記述欄]					
	評価点数合計		評価点数が4.0以上の場合	a	3.0	高度技術を駆使し工事を行った
	評 定		評価点数3.0点以上4.0点未満の場合	b	1.5	やや高度な技術を要した
	評 定 点		評価点数が3.0点未満の場合	c	0	通常の技術程度であった

- ※1. 高度な技術力とは工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術を要する必要があった技術を評定するものである。なお「5. 創意工夫」との二重評価はしない。
- ※2. 詳細評価の記述にあたっては、各考査項目はキーワードで分類し、評価する詳細な高度技術力を記述する。
- ※3. 高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「5. 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

5. 創意工夫【軽微なもの】

(工事担当員)

項目	評価	評価点	創意工夫キーワード一覧表			
キーワード評価	準備・後片付け関係		1	測量・位置出しにおける工夫。		
			2	現地調査方法の工夫。		
			3	その他(理由:)		
	施工関係		4	施工に伴う器具・工具・装置類の工夫。		
			5	コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫。		
			6	工場加工製品等を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫及びリサイクルに対する積極的な取り組み。		
			7	土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫。		
			8	部材、機材等の運搬・吊り方方式等を含む施工方法などの工夫。		
			9	電気工事等の配線。配管等での工夫。		
			10	給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫。		
			11	照明・視界確保等の工夫。		
			12	仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫。		
			13	運搬車両・施工機械等の工夫。		
			14	支保工、型枠工、足場工及び仮橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫。		
			15	施工管理及び品質向上等の工夫。		
			16	改修工事における仮設施工の工夫。		
			17	その他(理由:)		
		品質関係		18	集計ソフト等の活用と工夫。	
			19	土工関係の工夫。		
			20	コンクリートの打設関係の工夫(材料、打設、養生、出来高・品質等)。		
			21	躯体工事の品質管理の工夫。		
			22	材料の検査試験に関する工夫。		
			23	施工の検査試験に関する工夫。		
			24	鉄筋・PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫。		
			25	配筋・溶接作業等に関する工夫。		
			26	品質記録方法の工夫。		
			27	その他(理由:)		
	安全衛生関係		28	安全仮設備等の工夫(落下物・墜落・転落・挟まれ・看板・立入禁止柵・手摺り・足場等)。		
			29	安全教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫。		
			30	現場事務所、労働者休憩所等の居住空間及び設備等の工夫。		
			31	酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫。		
			32	供用中の道路等の事故防止及び一般交通確保等のための工夫。		
			33	苦渋作業等の作業環境低減等の工夫。		
			34	ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫。		
			35	その他(理由:)		
	施工管理関係		36	出来形管理に等に関する工夫。		
			37	盛土の締固、現場打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関する工夫。		
			38	施工計画書及び写真管理等の工夫。		
			39	出来形、品質との計測関係等の工夫及び集計、管理図等の工夫。		
			40	CAD、施工管理ソフト、度量管理システム等の活用。		
			41	その他(理由:)		
	その他		42	その他(理由:)		
			43	その他(理由:)		
記述評価 ○マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細に記述	<ul style="list-style-type: none"> ・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価とする。 ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評価する。 ・1項目0.5点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。 					
創意工夫のキーワードの詳細	[詳細記述欄]					
	評価点数合計		評価点数が3.0点以上の場合	a	2.0	非常によく工夫をし、工事をおこなった
	評 定		評価点数2.0点以上3.0点未満の場合	b	1.0	よく工夫をし、工事をおこなった
	評 定 点		評価点数が2.0点未満の場合	c	0	通常程度の工夫であった

- ※1. 創意工夫においては「4. 高度な技術力」の項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべし便益があれば加点・抽出記載する。
- ※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とされるが、企業努力を引き立たせるため本項目でも再評価する。
- ※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。